

令和3年度

第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会

会議録

令和3年度 第2回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和3年7月15日（木）	
開催場所	書面開催	
議長	小田 泰宏	
出席者 (委員)	小田 泰宏、井元 真澄、中島 周三、望月 道彦、富永 仰、 西村 功、河相 香織、大北 規句雄、佐田 康典、橋爪 清子、 西岡 健夫、池田 光政（計12人）	
欠席者	—	
傍聴者	—	
議題	(1) 報告案件 案件1 地域密着型サービスの整備について 案件2 地域包括支援センターの収支決算・予算について 案件3 地域包括支援センターの活動状況について 案件4 令和2年度 地域包括支援センター業務評価について 案件5 地域包括支援センターの事業報告・計画について (2) その他の案件 ①地域包括支援センターの整備について ②今後の予定・連絡事項等	
資料	• 会議次第 • 会議資料 (1) 報告案件 案件1 第8期地域密着型サービス整備状況について 地域密着型サービス事業者の募集について 案件2 地域包括支援センターの収支決算・予算 案件3 令和2年度 地域包括支援センター活動状況 案件4 令和2年度 地域包括支援センター業務評価 案件5 地域包括支援センターの事業報告・計画 (2) その他の案件 地域包括支援センターの整備について (3) 参考資料 地域包括支援センター一覧	
議事概要	上記、議題（案件）について、配布資料により書面による報告を行った。 委員からの意見・質問と事務局からの回答は、別添「質問・意見及び事務局からの回答」のとおり。	

別添 質問・意見及び事務局からの回答

・河相委員

頁	ご意見・ご質問	回答
資料4	<p>報告案件4 業務評価について</p> <p>II 運営上の基本的な考え方 (2) 地域性の視点</p> <p>③において、「×」の評価がありますが、本来地域包括支援センターのあり方として持っておくことの必要な項目で「できていない」とされた理由を教えていただきたい。</p>	<p>「地域性の視点」を含む3つの基本視点は、センターを運営するにあたり特に重要なものであり、各地域包括支援センターにおいても、基本視点に沿って業務を実施しているところです。</p> <p>今回、「×」の評価がついた理由としては、地域課題について把握をしているものの、評価項目にある「解決に向けて積極的に取り組んでいる。」という活動につなげる時点まで至っていないと地域包括支援センター及び市が判断したためです。</p>
資料4	<p>報告案件4 業務評価について</p> <p>III 令和2年度における業務推進の指針</p> <p>4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の中で、(3) 介護予防手帳への評価が全般的に低く感じました。市としての評価や今後について教えていただきたい。</p>	<p>コロナ禍で、地域住民や委託先と直接、会う機会が減少し活動が制限されたことが影響していると認識しております。</p> <p>今後は元気編、連携編とともに活用していただけるよう支援して参ります。</p>

・大北委員

頁	ご意見・ご質問	回答
資料 5	<p>報告案件5 事業報告・計画について</p> <p>昨年度も指摘させていただきましたが、地域包括支援センターの運営にもっと「地域課題」が反映されるべきだと思います。私の地域は同和地区を含む校区であり、相談において当事者のスティグマやトラウマがまだまだ存在します。現行の福祉は「予防」や「保障」にはそれなりの制度や仕組みがあり、それなりの力を発揮しますが「回復」という視点にはかなり弱いように思います。言い換えればその当事者の持つ「過去・現在・未来」にわたる支援の構築は、様々な地域課題や特性を理解しなければうまく機能するものでなく、それは意識して多角的にアプローチするか否かなのだと思います。</p> <p>また、私達が国の「休眠預金活用事業」の助成を受けて実施した「府営住宅のコロナ禍における生活実態調査」においても、高齢者が集中する様々な課題が見えてきています。一般的なサービス提供評価と併せて、この「地域特性・地域課題」を事業評価、事業計画にはもっと意識してほしいと願っております。</p>	<p>相談者に対し懇切丁寧に、じっくり耳を傾け、対応していく中で、地域特性や地域課題が見えてくるのではないかと考えております。また、地域特性・地域課題を把握するための多角的アプローチの方法の一つとして、多種職連携を行い、それぞれの職種から見えてきた地域課題を共有していくことが、地域の支援の構築に役に立つのではないかと考えています。今後も、それらを通して、地域特性・地域課題の把握に努めて参ります。</p>
資料 5	<p>報告案件5 事業報告・計画について</p> <p>6月の議会において保健福祉センター等の評価を質問された際、北川部長は「単に相談件数の多い少ないではなく、センターの事業や活動が地域住民にもたらす変化や効果について定量的・定性的に把握し、評価できないか検討している。」と答えられています。この答弁の内容と地域包括支援センターの評価内容や今後の評価基準がどのようになっていくのでしょうか。私はこの部長が明示されたいわゆる「ソーシャルインパクト評価」について</p>	<p>地域包括支援センターの業務評価につきましては、現在の業務評価方法を地域包括支援センター運営協議会に諮り、承認いただいたものとなっております。</p> <p>評価の手順としては、地域包括支援センターが自己評価を行い、市による点検、分析、評価を行います。その内容を地域包括支援センター運営協議会に報告し、審議及び評価、改善策等の意見をいただき、よりよいものへと改善していくものです。</p> <p>なお、ソーシャルインパクト評価につきましては、まだ現状として進められておりませんので、今後、その手法や内容などについて注視して参ります。</p>

	ては、極めて大事であると思う観点からしっかりと整合性を持って進められていく必要があると理解していますが如何でしょうか。	
その他 の案件	<p>地域包括支援センターの整備について</p> <p>地域包括支援センターの圏域型（いわゆる保健福祉センター）の整備にあたっては、モデル事業として実施した東保健福祉センターの効果測定（議会ではこの効果測定について担当課は「ソーシャルインパクト評価で実施すると答弁されていますが）が、明らかになつてから整備されるものであると理解しております。なし崩し的に整備計画を運営協議会で押し付けることは、この間の様々な議論を踏まえず、私は間違っていると思いますし、何よりも先の議会において、福岡市長が「地区保健福祉センターが東圏域1か所のみの設置になった理由については、まず1か所において課題を検証し、円滑、効果的に運営するノウハウを蓄積した後、順次、整備を進めることとしたものであります」と答弁されておられることを無視してはいけないと思います。これらの議会等の経過も各委員の皆さまにお示ししたうえで、再検討されることを期待します。議会軽視にならないように慎重に判断ください。</p>	ご意見として承ります。

・佐田委員

頁	ご意見・ご質問	回答
資料 1-1	<p>報告案件1 第8期地域密着型サービス整備状況について</p> <p>各圏域の高齢者人口の比率から見ると、西圏域の事業者数が若干少ないようにも思います。実際には、高齢者人口比率に基づいて、事業者を配置する</p>	西圏域には、規模の大きい広域型介護施設が複数あることも考慮したうえで、地域密着型サービスの整備については整備をしてきたものです。

	というのは困難だとは思いますが、政策上何か考慮していることはあるのでしょうか。	
資料2 1頁	<p>報告案件2 収支決算・予算について</p> <p>常清の里の人事費が他のセンターと比較しても突出して多額になっていますが、何故でしょうか。また、同じく常清の里のみ収支決算額がマイナスになっていますが、こういった場合はどのような処理がなされるのでしょうか</p>	<p>常清の里の収支決算額の赤字について、受託法人担当者に確認したところ、回答は以下のとおりでした。</p> <p>①茨木・中条エリアの新規受託を見込んで、事前に主任級の職員を2人配置し、円滑に運営できるように備えたことにより、人事費が大きくなつた。</p> <p>②令和元年度にケアマネジャー及び医療職に未配置があり、プラン作成件数が減少した。一度減少したプラン作成件数を短期間で増やすことはできず、令和2年度においてもプラン報酬の減につながつた。</p> <p>また、市としては、赤字発生時において、補填等は行いません。</p>
資料3 7頁	<p>報告案件3 活動状況について</p> <p>延べ対応件数について</p> <p>毎年かなりのペースで相談件数は増加していますが、相談を受ける体制としては整っているのでしょうか。特に玉櫛・水尾地区は1358件も増加していますが、今後も増加していくても対応できるものでしょうか。</p>	<p>高齢者虐待は、高齢者虐待防止法により「養護者による高齢者虐待」と「要介護施設従事者等による高齢者虐待」に区分されております。養護者とは、身辺の世話や身体介護、金銭の管理等を行っている高齢者の家族、親族、知人等が該当すると考えられます。虐待者が被虐待者の養護者又は要介護施設従事者等であることが高齢者虐待であると判断する前提条件となります。</p> <p>また、事実確認情報の整理や事例分析を通じて、高齢者の権利が侵害されている事実に着目し、「継続性」や「一方性」といった視点も考慮しながら、市と地域包括支援センターの協議の上、虐待の有無について判断します。</p>
資料3 9頁	<p>報告案件3 活動状況について</p> <p>延べ対応件数の高齢者虐待の相談件数について、権利擁護相談の中でも、高齢者虐待件数の伸びが著しいようですが、原因としては地域包括支援センターが相談対応事業所として認知されてきた結果ということで良いのでしょうか。また、新型コロナウィルス感染症の影響もあるのでしょうか。</p>	<p>高齢者虐待の対応件数の増加につきましては、地域包括支援センターの認知が進んだこと、相談内容が複雑化・多様化していることで、1件あたりの延べ対応件数が増加したことが要因として考えられます。</p> <p>新型コロナウィルス感染症の影響につきましては、外出自粛により家に閉じこもりがちになることで、虐待リスクが高くなつたとも考えられます。</p>

・西岡委員

頁	ご意見・ご質問	回答
資料2	<p>収支決算・予算について</p> <p>収入と支出の欄に同じ勘定科目名が入っています。人件費、事務費など。また、収入の欄に費用の勘定科目が並んでいます。これは、局外者にはわかりにくいです。</p> <p>私には、センターの財政の仕組みは不案内なのですが、そもそも収入はどこから来ているのですか？市からの業務委託料でしょうか。介護保険財政との関係は？例えば、企業なら製品の売上高、私学なら授業料受け取り高が収入ですが、センターの場合は、どのようにになっているのですか？</p>	<p>地域包括支援センターの運営費用としては、市からの業務委託料と地域包括支援センターがケアプラン作成や介護支援を行った場合の介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費から成り立っています。</p>
資料3 9頁	<p>報告案件3 活動状況について</p> <p>消費者被害は、消費者センターとは別個に、地域包括支援センターで独自に対処した案件ですか？ 消費者センターにつないだものは含まれませんね？</p>	<p>8頁、9頁の対応内容別件数につきましては、地域包括支援センターが対応した相談において相談内容別に件数を計上しております、対応の内訳としては、地域包括支援センターが個別対応した件数だけではなく、関係機関等に繋いだ件数も含まれております。</p> <p>したがって、消費者被害の対応件数につきましても、地域包括支援センターが個別に対応した件数だけではなく消費生活センターや警察等につないだ件数も含まれております。</p>
資料3 9頁	<p>報告案件3 活動状況について</p> <p>高齢者虐待は、私が予想していたよりも多いです。しかも、昨年度は激増しています。虐待の客観的な基準はどのようなものでしょうか？</p>	<p>高齢者虐待は、高齢者虐待防止法により「養護者による高齢者虐待」と「要介護施設従事者等による高齢者虐待」に区分されております。養護者とは、身辺の世話や身体介護、金銭の管理等を行っている高齢者の家族、親族、知人等が該当すると考えられます。虐待者が被虐待者の養護者又は要介護施設従事者等であることが高齢者虐待であると判断する前提条件となります。</p> <p>また、事実確認情報の整理や事例分析を通じて、高齢者の権利が侵害されている事実に着目し、「継続性」や「一方性」といった視点も考慮しながら、市と地域包括支</p>

		援センターの協議の上、虐待の有無について判断します。
資料3 10頁	報告案件3 活動状況について 関係機関との関係づくりは、大きく減少しています。これは、すでに関係づくりはかなり進んでいると見てよいのでしょうか？	令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として地域活動を制限したことで、活動数の減になりました。
資料3 12頁 13頁	報告案件3 活動状況について 包括作成と委託作成の相違はどこにありますか？	ケアマネジメントの実施主体が異なります。ただし、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託してケアマネジメントを実施する場合であっても、最終責任主体である地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所によりケアプラン等が適切に作成されているかを確認しております。
資料4	報告案件4 業務評価について 外部評価機関として、地域包括支援センター運営協議会とありますが、協議会による評価の仕方はどのようになっているのですか？ 評価手順⑤が、評価の仕方ですか？ また、他には第3者評価機関は入っていないのですか？ 自己評価および外部評価は、法律に定められた事項ですか？	業務評価における運営協議会の役割としては、地域包括支援センター及び市がまとめた業務評価の内容について、ご意見・ご指摘等を頂くことで、業務改善をするなど、今後のセンター運営に活かしていくことを目指しています。 また、本市の業務評価は、地域包括支援センター及び市が行うこととしており、他の第3者評価機関は入っておりません。 評価についての法的な位置づけとしては、介護保険法115条の46第4項及び第9項において、市町村・地域包括支援センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じることが義務化されております。

・池田委員

頁	ご意見・ご質問	回答
資料4 8頁 9頁	報告案件4 活動状況について 総合相談支援業務で認知症に関する内容が増えているのに対して、成年後見制度の相談件数の減少幅が大きいような気がします。	認知症に関する相談が増加するにあたり、成年後見制度の活用は必要になりますが、まだ制度の周知ができていないのが現状と考えております。 今後も引き続き制度の周知・啓発に努めて参ります。